○経済産業省告示第百七十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第五十四条第二項において準用する第五十三条第一項の規定に基づき、次のように同法第四十七条第一項の登録の更新を行ったので、同法第八十八条第一項第三号の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録の区分	国内登録検査機関
一　カートリッジガスこんろ 二　開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器 三　密閉式のもの及び屋外式のもの以外の液化石油ガス用バーナー付ふろがま 四　ふろがま 五　液化石油ガス用ふろバーナー 六　開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用ストーブ 七　液化石油ガス用ガス栓	一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号

（参考）

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）

(2)　東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）

(3)　名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）

(4)　大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

○経済産業省告示第百七十八号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号

（参考）

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）

(2)　東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）

(3)　名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）

(4)　大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）

登録の区分	国内登録検査機関
ライター	一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号

（参考）

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）

○経済産業省告示第百七十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

学校の名称	学部・学科名	備考
大阪市立大学	工学部電気工学科	平成二十四年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第八百五十五号

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第百二十条の規定に基づき、特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年八月一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示の一部を改正する告示

特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千七百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中第九号を第十一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四　き電線（動力発生装置の地上設備に供給する電気の周波数を変換する機器を備えた変電所及び当該変電所と動力発生装置の地上設備との間に施設される開閉所（以下この項及び第七項において「特定変電所等」という。）に施設されるものを除く。以下同じ。）、浮上装置、案内装置、動力発生装置及び車両の電源に給電する装置は、通常の使用状態において、当該設備から発生する磁界により、当該設備のそれぞれの付近において、人の健康に影響を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

五　特定変電所等は、通常の使用状態において、当該特定変電所等から発生する磁界により、当該特定変電所等の付近において、人の健康に影響を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

第六条第七項第二号中「第二十三条第三項」の下に「、第五十一条の二第一項（き電線に係る部分に限る。）及び第二項（特定変電所等に係る部分に限る。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。

○海上保安庁告示第百九十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年八月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二九度東経一二八度、北緯二九度東経一二九度二〇分、北緯二六度二〇分東経一二七度一五分、北緯二六度二〇分東経一二六度五〇分、北緯二八度東経一二六度五〇分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十四年八月二日から平成二十四年八月十二日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム測深機による地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　十管区水路通報第二十九号（平成二十四年七月二十七日発行）、十一管区水路通報第二十九号（平成二十四年七月二十日発行）